

○農林水産省  
環境省令第 号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）第二十一条及び第二十五条第一項の規定に基づき、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年 月 日

農林水産大臣 鈴木 憲和

環境大臣 石原 宏高

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省  
環境省令第 号）

二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後		改正前	
別表第一 未判定外来生物となる外来生物（第二十八条関係）		別表第一 未判定外来生物となる外来生物（第二十八条関係）	
項	種名	項	種名
第一	動物界	第一	動物界
	(略)		(略)
五	爬虫綱	五	爬虫綱
イ	とかげ亜目	イ	とかげ亜目

(1) <u>イグアナ科</u>	
2	<i>Anolis</i> 属 ( <u>アノールトカゲ属</u> ) に属する種のうち <i>Anolis allogus</i> (アノリス・アルログス)、 <i>Anolis alutaceus</i> (アノリス・アルタケウス)、 <i>Anolis angusticeps</i> (アノリス・アングスティケプス)、 <u><i>Anolis barbatus</i></u> (フトヒゲカメレオンモドキ)、 <i>Anolis carolinensis</i> (グリーンアノール)、 <i>Anolis equestris</i> (ナイトアノール)、 <i>Anolis garmani</i> (ガーマンアノール)、 <i>Anolis homolechis</i> (アノリス・ホモレキス)、 <u><i>Anolis porcus</i></u> (ホソカメレオンモドキ) 及び <i>Anolis sagrei</i> (ブラウンアノール) 以外のもの
(略)	

(1) <u>たてがみとかげ科</u>	
2	<i>Anolis</i> 属 ( <u>アノール属</u> ) に属する種のうち <i>Anolis allogus</i> (アノリス・アルログス)、 <i>Anolis alutaceus</i> (アノリス・アルタケウス)、 <i>Anolis angusticeps</i> (アノリス・アングスティケプス)、 <i>Anolis carolinensis</i> (グリーンアノール)、 <i>Anolis equestris</i> (ナイトアノール)、 <i>Anolis garmani</i> (ガーマンアノール)、 <i>Anolis homolechis</i> (アノリス・ホモレキス) 及び <i>Anolis sagrei</i> (ブラウンアノール) 以外のもの
(略)	

附 則

この省令は、令和八年〇月〇日から施行する。